

大学設置基準（第七章 卒業の要件等③）

（卒業の要件）

- 第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することとする。
- 4 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十二単位以上を修得することとする。
- 5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。
- 6 第一項から第四項まで又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

（参考）学校教育法

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

2 (略)

（授業時間制をとる場合の特例）

- 第三十三条 前条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて単位の修得に代える授業科目に係る第二十一条第一項又は第二十七条の規定の適用については、第二十一条第一項中「単位数」とあるのは「授業時間数」と、第二十七条中「一の授業科目」とあるのは「授業科目」と、「単位を与えるものとする」とあるのは「修了を認定するものとする」とする。
- 2 授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項の規定を適用することができる。

80

大学設置基準（第八章 校地、校舎等の施設及び設備等①）

（校地）

- 第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。
- 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。
- 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
 - 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

（運動場）

- 第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。
- 3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うものとする。
- 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。
 - 二 校舎から至近の位置に立地していること。
 - 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

81

大学設置基準（第八章 校地、校舎等の施設及び設備等②）

(校舎等施設)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
 - 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)
 - 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地の面積)

第三十七条 大学における校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部(昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。)及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。
- 3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

82

大学設置基準（第八章 校地、校舎等の施設及び設備等③）

(校舎の面積)

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ(1)若しくは(2)又は口の表に定める面積(略)以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積(略)が最大である学部についての同表に定める面積(略)に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積(略)を合計した面積を加えた面積(略)以上とする。

別表第三 イ(1)抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

収容定員 学部の種類	二〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	四〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	八〇一人以上の場合の面積(平方メートル)
文学関係	2, 644	(収容定員-200) × 661 ÷ 200 + 2, 644	(収容定員-400) × 1, 653 ÷ 400 + 3, 305	(収容定員-800) × 1, 322 ÷ 400 + 4, 958
教育学・保育学関係	2, 644	(収容定員-200) × 661 ÷ 200 + 2, 644	(収容定員-400) × 1, 653 ÷ 400 + 3, 305	(収容定員-800) × 1, 322 ÷ 400 + 4, 958
法学関係	2, 644	(収容定員-200) × 661 ÷ 200 + 2, 644	(収容定員-400) × 1, 653 ÷ 400 + 3, 305	(収容定員-800) × 1, 322 ÷ 400 + 4, 958
経済学関係	2, 644	(収容定員-200) × 661 ÷ 200 + 2, 644	(収容定員-400) × 1, 653 ÷ 400 + 3, 305	(収容定員-800) × 1, 322 ÷ 400 + 4, 958
社会学・社会福祉学関係	2, 644	(収容定員-200) × 661 ÷ 200 + 2, 644	(収容定員-400) × 1, 653 ÷ 400 + 3, 305	(収容定員-800) × 1, 322 ÷ 400 + 4, 958
理学関係	4, 628	(収容定員-200) × 1, 157 ÷ 200 + 4, 628	(収容定員-400) × 3, 140 ÷ 400 + 5, 785	(収容定員-800) × 3, 140 ÷ 400 + 8, 925

別表第三 ハ(1)抜粋

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

収容定員 学部の種類	二〇〇人までの面積(平方メートル)	四〇〇人までの面積(平方メートル)	六〇〇人までの面積(平方メートル)	八〇〇人までの面積(平方メートル)	一〇〇〇人までの面積(平方メートル)	一二〇〇人までの面積(平方メートル)	一四〇〇人までの面積(平方メートル)	一六〇〇人までの面積(平方メートル)	一八〇〇人までの面積(平方メートル)	二〇〇〇人までの面積(平方メートル)
文学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
教育学・保育学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
法学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
経済学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
社会学・社会福祉学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
理学関係	三、一七三	三、九六六	五、六一九	七、一〇七	八、七六〇	一〇、二四七	一一、七三四	一三、二二一	一四、七〇八	一六、一九五

83

大学設置基準（第八章 校地、校舎等の施設及び設備等④）

（図書等の資料及び図書館）

- 第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。
- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

（附属施設）

- 第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼稚園であることを含む。）
医学又は歯学に関する学部	附属病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人が開設する病院（医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）を含む。）
農学に関する学部	農場
林学に関する学科	演習林
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船（共同利用による場合を含む。）
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園（薬草園）
体育に関する学部又は学科	体育館

- 2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

84

大学設置基準（第八章 校地、校舎等の施設及び設備等⑤）

（薬学実習に必要な施設）

- 第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実習に必要な施設を確保するものとする。

（機械、器具等）

- 第四十条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）

- 第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

（教育研究環境の整備）

- 第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

（大学等の名称）

- 第四十条の四 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

（事務組織）

第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（研修の機会等）

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に

該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

大学設置基準（第九章の二 学部等連係課程実施基本組織に関する特例）

（学部等連係課程実施基本組織）

第四十二条の三の二 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の学部等（学部又は学部以外の基本組織（この条の規定により置かれたものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学部等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下この条及び別表第一において「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができる。

- 2 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、前項に規定する二以上の学部等（以下この条において「連係協力学部等」という。）の専任教員がこれを兼ねることができる。
- 3 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。
- 4 学部等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。
- 5 第六条第三項の規定にかかわらず、この省令において、第二章、第十三条、第十八条、第三十七条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十七条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

大学設置基準（第十章 専門職学科に関する特例①）

（専門職学科とする学科等）

第四十二条の四 大学の学部の学科（学校教育法第八十七条第二項に規定する課程に係る学科を除く。）のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。

- 2 前項に規定する専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部とする。

（専門職学科に係る入学者選抜）

第四十二条の五 専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たつては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

（実務の経験等を有する専任教員）

第四十二条の六 専門職学科を置く学部に係る第十三条の規定による専任教員数のうち、別表第一イ(2)による専門職学科の専任教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

- 2 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学又は専門職大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
 - 二 博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - 三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者
- 3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

（専門職学科に係る教育課程の編成方針）

第四十二条の七 専門職学科の教育課程の編成に当たつては、専門職学科を設ける大学は、第十九条に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を開発させるとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

- 2 専門職学科を設ける大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

- 3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

88

大学設置基準（第十章 専門職学科に関する特例②）

（教育課程連携協議会）

第四十二条の八 専門職学科を設ける大学は、産業界及び地域社会との連携により、専門職学科の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

- 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 学長又は専門職学科を設ける学部の長（以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員
 - 二 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
 - 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - 四 臨地実務実習（第四十二条の十二第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者
 - 五 当該専門職学科を設ける大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの
- 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。
- 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項
 - 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（専門職学科の授業科目）

第四十二条の九 専門職学科を設ける大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
- 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

大学設置基準（第十章 専門職学科に関する特例③）

（専門職学科に係る授業を行う学生数）

第四十二条の十 専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第二十四条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）

第四十二条の十一 専門職学科を設ける大学は、学生が当該大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職学科において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職学科における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で大学の定めるところにより、単位を与えることができる。
2 前項により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなし、又は与える単位数（第三十条第一項により修得したものとみなす単位数にあつては、当該大学において入学前に修得した単位以外のものに限る。）と合わせて六十単位を超えないものとする。

（専門職学科に係る卒業の要件）

第四十二条の十二 専門職学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項及び第五項に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 同条第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上が含まれること。
- 二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。
- 三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。）をもつてこれに代えることができること。

（実務実習に必要な施設）

第四十二条の十三 専門職学科を設ける大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

90

大学設置基準（第十一章 共同教育課程に関する特例①）

（共同教育課程の編成）

第四十三条 二以上の大学は、その大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び大学が外国に設ける学部、学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

- 2 大学は、共同教育課程（大学院の課程に係るもの）のみを編成することはできない。
- 3 構成大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

（共同教育課程に係る単位の認定）

第四十四条 構成大学は、学生が当該構成大学のうち一の大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該構成大学のうち他の大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

（共同学科に係る卒業の要件）

第四十五条 共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。
2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する共同学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）以上を修得することとする。
3 全ての構成大学の設置者が同一であり、かつ、第十九条の二第一項第一号に規定する基準に適合している場合又は全ての構成大学の設置者が同一の大学等連携推進法人（共同教育課程に係る業務を行うものに限る。）の社員である場合における前二項の規定の適用については、これらの項中「三十一単位」及び「三十二単位」とあるのは、「二十単位」とする。
4 前三項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

91

大学設置基準（第十一章 共同教育課程に関する特例②）

（共同学科に係る専任教員数）

第四十六条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ（1）若しくは（2）の表の中欄又は口の表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。）以上とする。

2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イ（1）若しくは（2）の表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一口の表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数（以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

（共同学科に係る校地の面積）

第四十七条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超えるかつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同学科に係る校舎の面積）

第四十八条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ（1）若しくは（2）又は口の表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「大学別校舎面積」という。）以上とする。

2 第三十七条の二及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超えるかつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同学科に係る施設及び設備）

第四十九条 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

92

大学設置基準（第十二章 工学に関する学部の教育課程等に関する特例）

（工学に関する学部の教育課程の編成）

第四十九条の二 工学に関する学部を設ける大学であつて当該学部を基礎とする大学院の研究科を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。）を編成することができる。

2 工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該教育課程を履修する学生が幅広く深い教養及び総合的な判断力を向上させることができるように、当該大学における工学に関する学部において、工学以外の専攻分野に係る授業科目、企業等との連携による授業科目その他多様な授業科目を開設するよう努めるものとする。

（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）

第四十九条の三 前条第二項に規定する工学以外の専攻分野に係る授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な教員を置くものとする。この場合において、当該教員については、大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における工学に関する学部以外の学部における専任教員をもつて充てることができる。

2 前条第二項に規定する企業等との連携による授業科目を開設する場合は、第十三条に規定する数の専任教員に加え、当該授業科目の実施に必要な専任教員として、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を置くものとする。この場合において、当該教員が専任教員以外の者である場合には、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の教育研究上の組織の運営について責任を担うこととする。

（課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数）

第四十九条の四 第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、第一号に掲げる場合にあつては別表第一イの表に定める数、第二号に掲げる場合にあつては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

- 一 当該学部が一の専攻分野のみを有する場合 別表第一イの表の中欄に定める教員数とする。収容定員が同欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 二 当該学部が二以上の専攻分野を有する場合 別表第一イの表の下欄に定める教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

大学設置基準（第十三章 国際連携学科に関する特例①）

（国際連携学科の設置）

- 第五十条 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（第五条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。
- 2 大学は、学部に国際連携学科のみを設けることはできない。
- 3 国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

- 第五十一条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

- 2 国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

- 第五十二条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学と共同して授業科目を開設することができる。

- 2 国際連携学科を設ける大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学において修得した単位数が、第五十四条第一項及び第二項の規定により連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

- 第五十三条 国際連携学科を設ける大学は、学生が連携外国大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

94

大学設置基準（第十三章 国際連携学科に関する特例②）

（国際連携学科に係る卒業の要件）

- 第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により九十四単位以上（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上を修得することとする。
- 3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る専任教員数）

- 第五十五条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

- 第五十六条 第三十四条から第三十六条、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

95

大学設置基準について（雑則）

（外国に設ける組織）

第五十七条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

（学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外）

第五十八条 第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項及び第五項、第三十七条、第三十七条の二、第四十七条、第四十八条並びに第四十九条（第三十四条、第三十五条並びに第三十六条第四項及び第五項の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る。）の規定は、学校教育法第百三条に定める大学には適用しない。

（その他の基準）

第五十九条 大学院その他に関する基準は、別に定める。

（段階的整備）

第六十条 新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。（薬学実務実習に必要な施設）

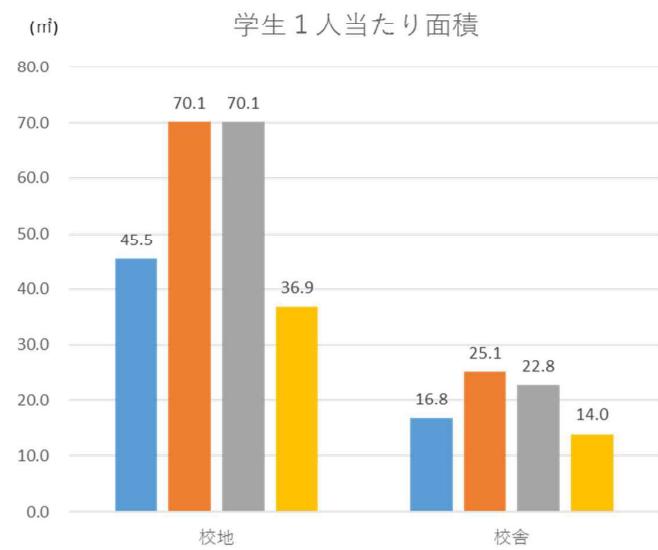
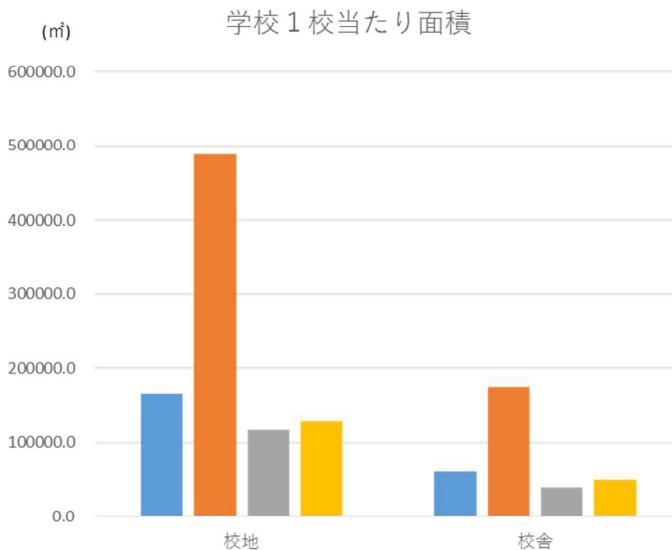
96

校地校舎面積に関するデータ

○学校 1 校当たりの面積は、校地校舎ともに国立大学が大きくなっている。

○学生 1 人当たり面積は、校地校舎ともに国公立の方が私立よりも大きい。

— 計 — 国 立 — 公 立 — 私 立



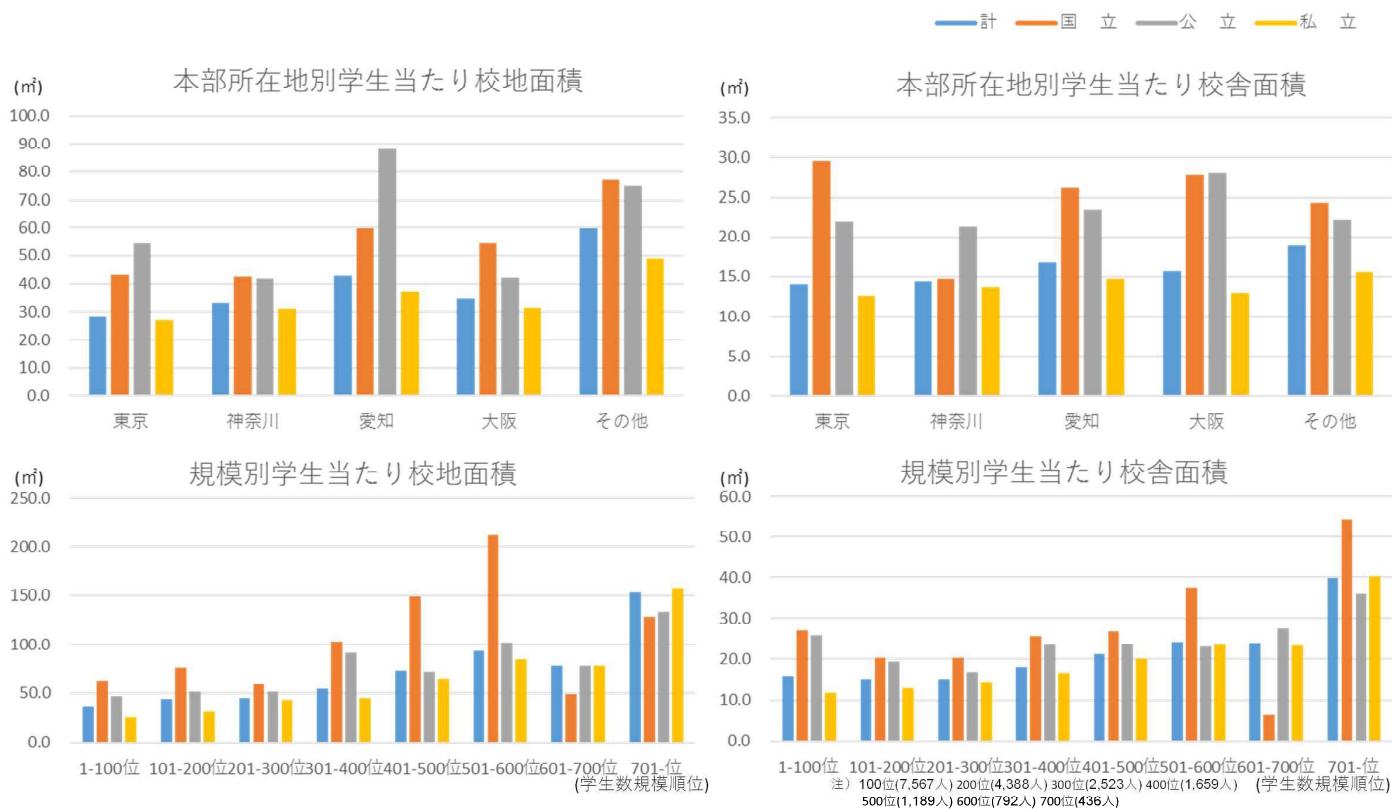
出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）、国立大学法人等施設実態報告書（令和2年5月1日時点）のデータ（国立大学の校舎面積）を基に作成。

注）校地面積：学校基本調査の「校舎・講堂・体育施設敷地」「屋外運動場敷地」「附属病院敷地」の合計

校舎面積：（公私）学校基本調査の「校舎」面積から「厚生補導施設」面積を除したもの、（国）国立大学法人等施設実態報告書の「大学教育・研究施設」面積

校地校舎面積に関するデータ

- 所在地別では、特に校地については、人口の多い地域が他地域より学生当たり面積が小さい傾向にある。
- 学生数の規模別では、規模が大きくなるにつれて、校地校舎とも学生当たり面積が小さくなる傾向にある。



出典：学校基本調査（令和2年5月1日時点）、国立大学法人等施設実態報告書（令和2年5月1日時点）のデータ（国立大学の校舎面積）を基に作成。

注）校地面積：学校基本調査の「校舎・講堂・体育施設敷地」「屋外運動場敷地」「附属病院敷地」の合計

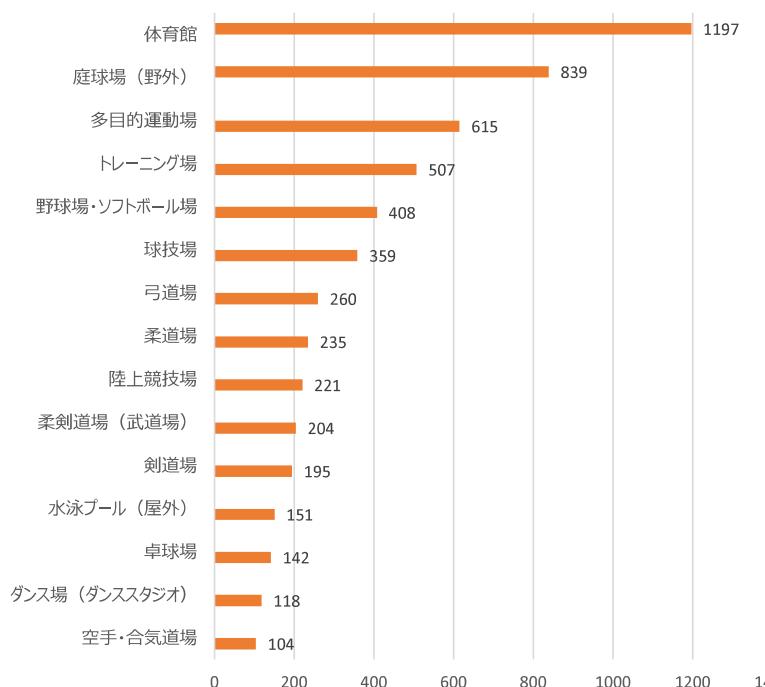
校舎面積：（公私）学校基本調査の「校舎」面積から「厚生補導施設」面積を除したもの、（国）国立大学法人等施設実態報告書の「大学教育・研究施設」面積

98

運動場、体育館等の整備状況に関するデータ

- 大学（短期大学を含む）・高等専門学校の施設総数は6,122箇所。
- そのうち、施設種別ごとの設置数が最も多い施設は体育館で1,197箇所、次いで庭球場（野外）839箇所、多目的運動場615箇所、トレーニング場507箇所、野球場・ソフトボール場408箇所となっている。

体育・スポーツ施設種別 設置箇所数



	調査配布数	回収数	回収率
H30	1,179	785	66.6%

※平成30年度の回収数785のうち
730は大学・短期大学
55は高等専門学校 である。

※本調査の施設数は施設種別ごとにカウントしている。
(大学内に体育館とプールがある場合、体育館1、
屋外プール1とカウント)。

出典：体育・スポーツ施設現況調査（平成30年度）を基に作成。

99

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容①

【大学の基本組織に関する規定の弾力化】

①学部の種類の規定の撤廃（平成3年）

学部の種類について、新たな分野の展開等を考慮し、文学、法学、経済学等の例示規定を撤廃。

②学科の下部組織の規定の撤廃（平成3年）

教育研究上特に必要があるときは学科に専攻課程を設けることができるとする規定を撤廃し、各大学の裁量にゆだねた。

③学科に代えて課程を設けるための要件に関する規定の弾力化（平成3年）

「学科を設けることが適当でないとき」としていた課程設置の条件を、「有益かつ適切であると認められるとき」に弾力化。

【収容定員に関する規定の弾力化】

①収容定員に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数及び校舎面積の基準を収容定員に基づき算定する方式に改正。

【教員組織に関する規定の弾力化】

①専任教員数に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数の基準について、一般教育科目、専門教育科目の区分ごとに教員数を定める方式を改め、各大学の判断にゆだねることとした

②兼任教員数の規定の撤廃（平成3年）

「兼任の教員の合計数は、全教員数の2分の1を超えないものとする」とされていた兼任教員数の制限を撤廃し、各大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとした

③主要学科の担当教員に関する規定の弾力化（平成3年）

教育上主要と認められる学科（主要学科）を専任の教授、助教授以外が担当する条件を緩和

④教員組織に関する規定の弾力化（平成13年）

講座制・学科目制以外の独自の教員組織の設計が可能なことを明示

⑤教員組織に関する規定の明確化・弾力化（平成18年）

- ・教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類に応じ、必要な教員を置くこと、組織的な連携体制の確保・教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編成することを義務付け
- ・講座制及び学科目に関する規定は削除

⑥専任教員数等の規定の明確化（平成18年、令和元年）

- ・学部の種類及び規模、大学全体の収容定員に応じた教員数以上とするとともに、「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まれないことを明確化
- ・一定量の教育課程編成に関わる実務家教員の責務努力規定

100

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容②

【教育課程等に関する規定の弾力化】

①授業科目区分に関する規定の撤廃（平成3年）

一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を廃止

②単位の計算方法の弾力化（平成3年）

単位の計算方法について、45時間の学修を要する内容をもって構成することを標準とし、教室外何時間、教室内何時間といった固定的な学修時間の計算を弾力化

③一年間の授業時間の弾力化（平成3年）

35週にわたることを規定するにとどめ、具体的な授業日数についての定めを削除

④各授業科目の授業期間の弾力化（平成3、25年）

- ・特別の必要がある場合、10週又は15週より短期間の授業を行うことができることを明示（平成3年）
- ・授業のあり方の多様化推進のため、10週又は15週と異なる授業期間の設定など、弾力的な学事暦の設定を可能としたこと（平成25年）

⑤授業を行う学生数の弾力化（平成3年）

具体的な一律の人数を廃止

⑥授業の方法の弾力化（平成10～15年）

- ・多様なメディアによる授業（遠隔授業）について、卒業要件の単位のうち、30単位を超えない範囲で行えることを明示（平成10年）
- ・単位互換の単位数上限拡大に伴い、遠隔授業により修得できる単位数の上限を30単位→60単位へ倍増（平成11年）
- ・外国において授業（遠隔授業含む）を履修させることができるものとしたこと（平成13年）
- ・遠隔授業について、同時双方向でないものであっても一定の条件下で行うことができるることを明示（平成13年）
- ・授業を校舎・附属施設以外の場所で行うこととしたこと（平成15年）

⑦自ら開設（平成20年）

必要な授業科目を自ら開設するものとしたこと

⑧大学以外の教育施設等における学修（平成3、11年）

- ・短期大学又は高等専修学校の専攻科等における学修を大学での履修とみなし単位付与を可能としたこと（平成3年）
- ・TOEFL及びTOEICにおける成果に係る学修等について大学が単位認定可能としたこと（平成11年）

⑨既修得単位等の認定（平成3年）

入学前の大学等での既修得単位又は大学以外の教育施設等での学修について、修得とみなす又は単位付与可能としたこと

⑩科目等履修生等（平成3年）

- ・社会人等、当該大学の学生以外の者で授業科目を履修する者に単位付与を可能としたこと（平成3年）
- ・科目等履修生等を相当数受け入れる場合、相当の専任教員並びに校地・校舎の面積を増加（平成20年）
- ・特別の課程履修生への単位付与を可能化（令和元年）

⑪単位互換等による単位認定の拡大（平成11年）

入学前・入学後の大学等における履修及び大学以外の教育施設等の単位認定に関し、外国における大学・短期大学で修得した単位数と合わせて、上限を30単位→60単位へ倍増

⑫単位互換制度の運用に係る基本的な考え方の明示化

（令和元年8月13日付け元文科高第32号 別添4）

⑬長期にわたる教育課程の履修（平成14年）

職業を有しているなどの事情により修業年限を超えた計画的な履修を認めることができることを明示（平成14年）

⑭卒業要件の弾力化（平成3年）

授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての定めを廃止

⑮成績基準等の明示等（平成20年）

シラバス作成、成績評価・修了基準の明示の義務化

⑯教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）

授業の内容・方法改善のためのFDの義務化

大綱化以降の大学設置基準等の弾力化・明確化の主な内容③

【教育課程等に関する規定の弾力化（続き）】

⑦共同教育課程制度の創設（平成21年）

- 複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設

⑧国際連携学科に関する特例制度の創設等（平成26、29年）

- 我が国の大学等が外国の大学等と連携して教育研究を実施するための学科又は専攻を設けることができる仕組みを創設
- 入学前の既修得単位の認定について例外規定を新設

⑨工学に関する学部の教育課程等に関する特例（平成30年）

- 工学分野の連続性に配慮した教育課程が編成できる特例を創設

⑩学部等連携課程実施基本組織制度の創設（令和元年）

- 既存の学部・研究科等の教育資源を活用して分野横断的な教育課程を編成することを可能とする制度を創設

【事務組織等に関する規定の明確化】

①社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制の明示等（平成23年）

- 学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための組織間連携、体制整備を義務化

②教育内容等の改善のための組織的研修等（平成20年）

- 授業の内容・方法改善のためのFDの義務化

③共同教育課程制度の創設（平成21年）

- 複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育課程を編成する仕組みを創設

④職員の研修機会等の確保（平成29年）

- SDの機会の義務化

⑤教員と事務職員等の連携及び協働、専任職員の設置（平成29年）

- 教員と職員の適切な役割分担、連携体制の確保等の留意を明示化するとともに、事務組織に専任職員の設置を義務化

【校地基準等の弾力化】

①校舎基準面積の6倍→3倍に緩和（平成10年）

②「収容定員×10m²」で計算する方式に緩和（平成15年）

③空地・運動場に関する特区制度の全国化対応（平成25年）

【校舎基準の弾力化】

- 大学は専用の施設を備えた校舎を有するものとし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは例外とすることができる（平成20年）

- 支障がない限度において、同一敷地内又は隣接地にある他の学校等との共用部分の面積を基準校舎面積に含めることができること（平成20年）

【校地・校舎の自己所有要件の弾力化】

①大学院専用施設の自己所有要件を弾力化（平成13年）

- 開設以降10年以上にわたり支障なく使用できる保証がある場合、また、借用に係る経費を適当な形で確保している場合に限り借用のものでも差し支えないこととして取扱いを弾力化

②校地の自己所有要件の弾力化（平成15年）

- 構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校地について、校地基準面積の2分の1以上の自己所有を求めていたのを、校地基準面積相当分以上（校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上）で足りることとしたこと

③校舎の自己所有の弾力化（平成15年）

- 構造改革特区内において、大学（大学院大学を含む。）の校舎について、これまで借用を認めていなかったのを、国又は地方公共団体等からの借用であれば認めることとしたこと

④校地・校舎の自己所有要件弾力化の全国展開（平成19年）

- 構造改革特区内に限らず、全国の大学（大学院大学を含む。）の校地・校舎について、原則として開設年度以降20年以上の借地保証などがあれば認めることとした。

102

その他学校教育法等の近年の主な改正内容

平成19年

○学校教育法等の一部改正（平成19年）

- 大学の役割として「社会貢献」を規定
- 積極的な情報提供を義務化
- 履修証明制度の創設

○学校教育法施行規則の一部改正（平成20年）

- 入学時期設定の弾力化

平成20年

○我が国の大学の海外校に関する告示（平成20年）

平成21年

○学校教育法施行規則等の一部改正（平成21年）

- 教育関係共同利用拠点制度の創設

平成22年

○学校教育法施行規則等の一部改正（平成23年）

- 公表すべき教育情報の具体化・明確化

○学校教育法施行規則等の一部改正（平成22年）

- 国連大学との教育交流の推進

平成23年

○大学院設置基準の一部改正（平成24年）

- 博士課程教育の質の向上

平成24年

○専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）

- 専任教員のダブルカウントに関する特例措置終了後の取扱いについての対応

平成25年

○大学設置基準の一部改正（平成25年）

- 博士論文の印刷公表について、インターネットの利用による公表の改正

○専門職大学院設置基準の一部改正（平成26年）

- 教職大学院における専任教員関係の平成30年度までの特例措置

平成26年

○学校教育法及び国立大学法人法の一部改正（平成27年）

- 副学長の職務内容を校務を分担できるよう見直し
- 教授会の審議事項を教育研究に関する事項に明確化するとともに、決定権を持つ学長等に対して意見を述べる立場にあることを明確化 等

平成27年

○学校教育法等の一部改正（平成28年）

- 修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設

○学校教育法施行規則の一部改正（平成29年）

- 三つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受け入れに関する方針）の策定・公表義務化

平成29年

○学校教育法等の一部改正（平成31年）

- 専門職大学・専門職短期大学の創設

平成31年（令和元年）

○学校教育法施行規則の一部改正（令和元年）

- 履修証明制度の総時間数を、120時間以上から60時間以上に短縮

○大学入学資格関係告示の一部改正（令和元年）

- 大学入学資格における年齢要件の一部撤廃、11年制教育課程の追加指定

○学校教育法施行規則等の一部改正（令和元年）

- 学修証明書の交付などを可能とする仕組みの創設

103

学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正【概要】

1. 学部等連係課程等（1／2）

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）において、「大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置可能とする」と提言されたことを踏まえ、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準等の一部を改正し、学部等連係課程を実施する基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）等を制度上位置づける。

主な改正の内容

- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の専任教員は、類似する分野の学部等と同じ数を置くものとし、**教育上支障を生じない場合**には、当該学部等連携課程と緊密に連携及び協力する学部等の専任教員が兼ねることができるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等の校舎の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等がそれぞれ基準を満たせば足りるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等に所属する**学生の定員は、連係協力学部等の収容定員の数を合計した数の範囲内**で学則において定めるものとする。
- ✓ 学部等連係課程実施基本組織等が学位の分野等の変更を伴う場合は認可、伴わない場合は届出の対象となるが、当該基本組織が学内資源を活用して設置されることに鑑み、**審査プロセスの簡略化**を図る。



大学、大学院及び短期大学において、学生のニーズや社会の変化に柔軟かつ機動的に対応した学位プログラムの構築を促進

104

学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部改正【概要】

1. 学部等連係課程等（2／2）

改正のイメージ

※学部段階(学部等連携課程) の例

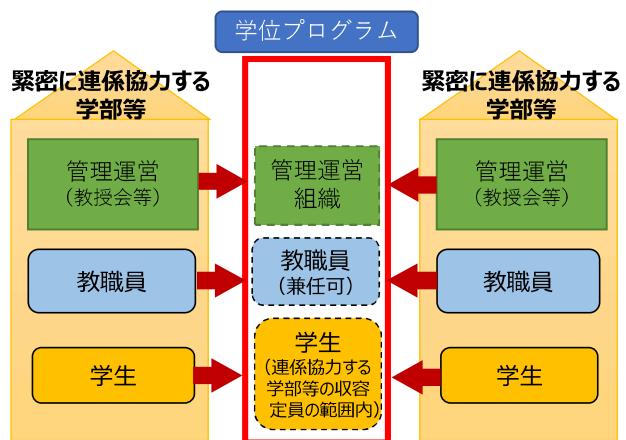
【従来の学位プログラム】

学生の所属する組織＝
教員が所属する組織＝
学位プログラムの一対一の関係



【学部等連携課程】

学内資源を活用して学部横断的な教育を実現



2. 実務家教員の活用促進、履修証明プログラムへの単位付与等

改正の趣旨

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において多様な学生を受け入れるためのリカレント教育の推進や教員の多様化に向けた実務家の登用の促進等が提言されたことを踏まえ、学校教育法施行規則等の所要の規定を改正する。

主な改正の内容

【実務家教員の参画促進】

- ✓ 専攻分野における概ね5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員（実務家教員）を大学に置く場合であって、当該教員が1年に~~つき~~6単位以上の授業科目を担当する場合、当該教員が教育課程の編成に携われるよう大学が努めるべきことを規定

大学が社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促進

【履修証明プログラムへの単位付与】

- ✓ 大学等が開設する履修証明プログラムに係る学修のうち、大学等が大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて単位付与を可能とする
- ✓ 履修証明プログラムについて大学が公表すべき事項として、当該プログラムの実施体制等を追加

社会人の多様な学修形態に対応し、履修証明プログラムにおける学修を学位取得に接続させることにより、リカレント教育を促進

【学修証明書の交付】

- ✓ 大学の正規の学位課程において、体系的に開設された授業科目の単位を修得した学生に対し、その事実を称する学修証明書を交付することができる旨を規定

社会人の学び直しニーズが多様化するなか、正規の学位課程におけるユニット的・モジュール的な学修に対する社会的評価を向上

3. 施行期日

令和元年8月13日に公布・施行

(設置認可審査等)

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
 - 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
 - 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前々年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 法科大学院の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

【教育課程】

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

【教員組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

【名称、施設・設備等】

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適切であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。

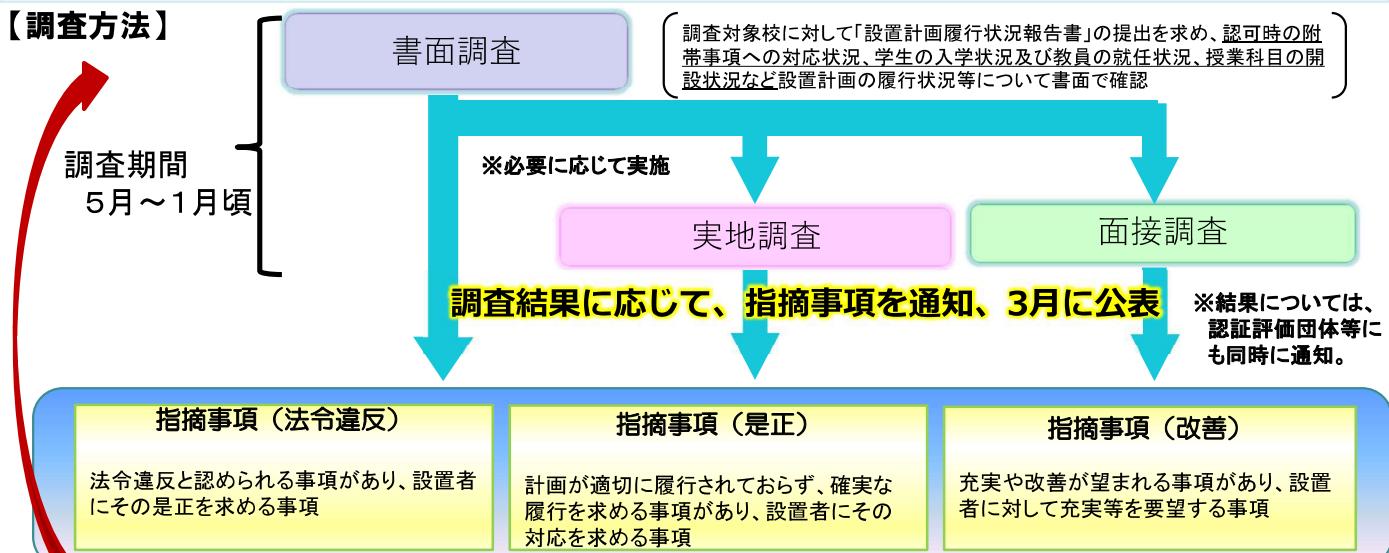
◆事務局による監査評価の実施

108

設置計画履行状況等調査

大学の設置等の認可や届出の後において、原則として、完成年度までの間、認可時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての調査を行い、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保することを目的とする。調査については大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に設けられた設置計画履行状況等調査委員会において、専門的な見地から実施。

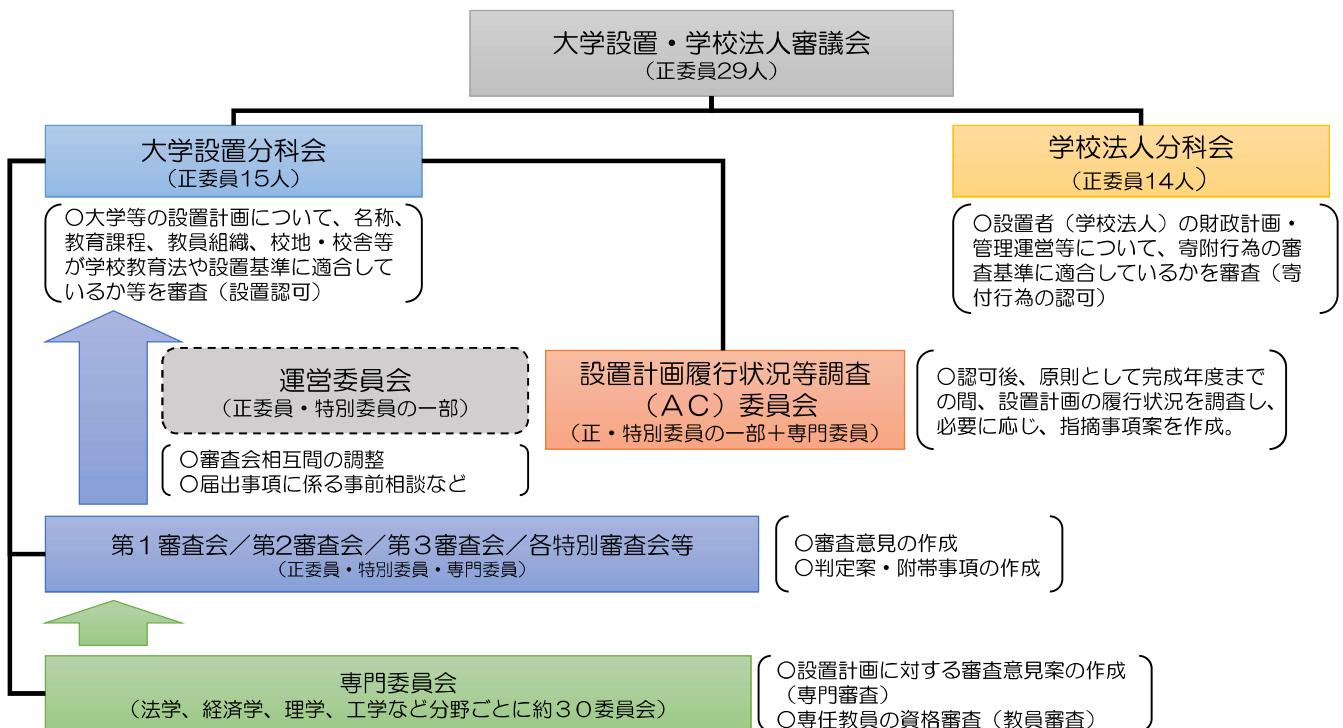
【調査方法】



次年度の「設置計画履行状況報告書」(5月)において、指摘事項に対する対応状況を確認

- ・指摘事項(法令違反)を受け、行政指導によっても対応がなされていない場合、設置認可のスキームではなく、学校教育法第15条による対応(①勧告、②変更命令、③廃止命令)を行うことができる。
- ・指摘事項(法令違反)・指摘事項(是正)を受け、正当な理由なく、次年度の調査において対応がなされていないと認められる場合、「設置計画の履行の状況が著しく不適当」と認定し、新たな学部等の設置や収容定員増の認可をしない。

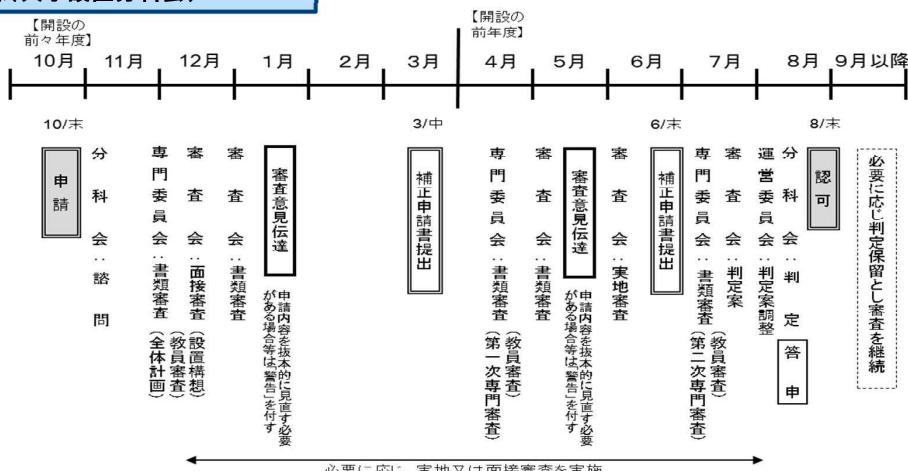
大学設置・学校法人審議会の審査体制について



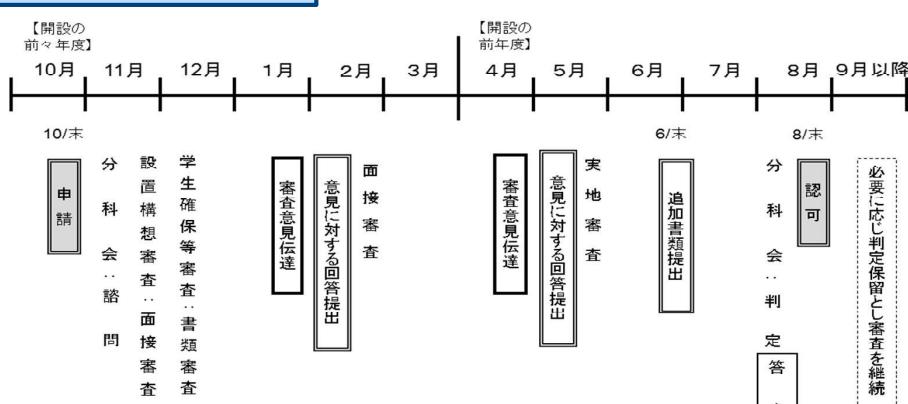
110

審査スケジュール（大学新設の場合）

設置認可関係(大学設置分科会)

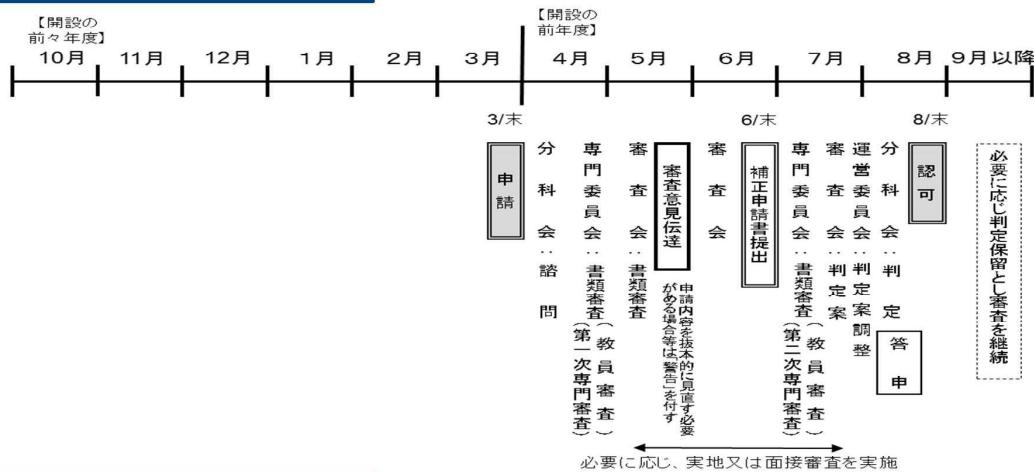


設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



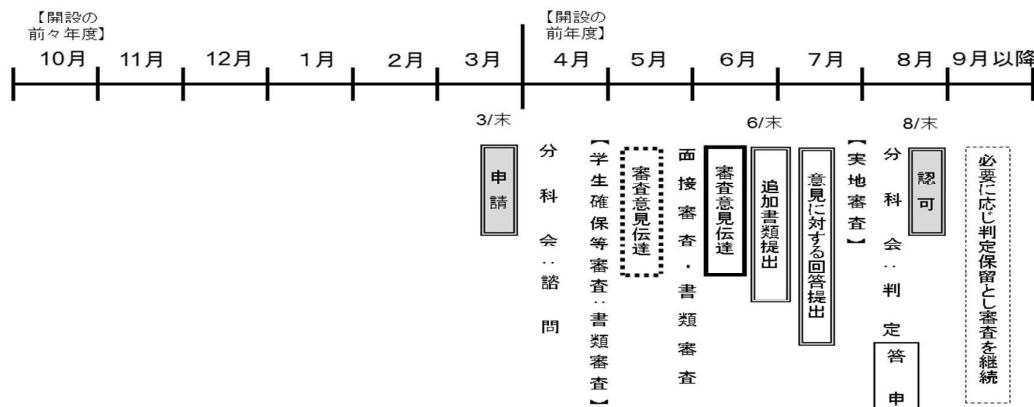
審査スケジュール（学部等新設の場合）

設置認可関係(大学設置分科会)



設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)

※私立大学の場合のみ



112

質保証の観点による設置認可・審査の改善例

(平成 18 年度)

- ◆ 告示に位置づけられていた設置計画履行状況等調査を省令上明確化、新たに届出も対象
 - ◆ 新設された大学の情報公開を義務化（名称、位置、留意事項等）

(平成 21 年度)

- ◆ 大学の設置認可の際における情報公開の対象の拡大（基本計画、学則等）

(平成 25 年度)

- ◆ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が、人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化

② 認証評価

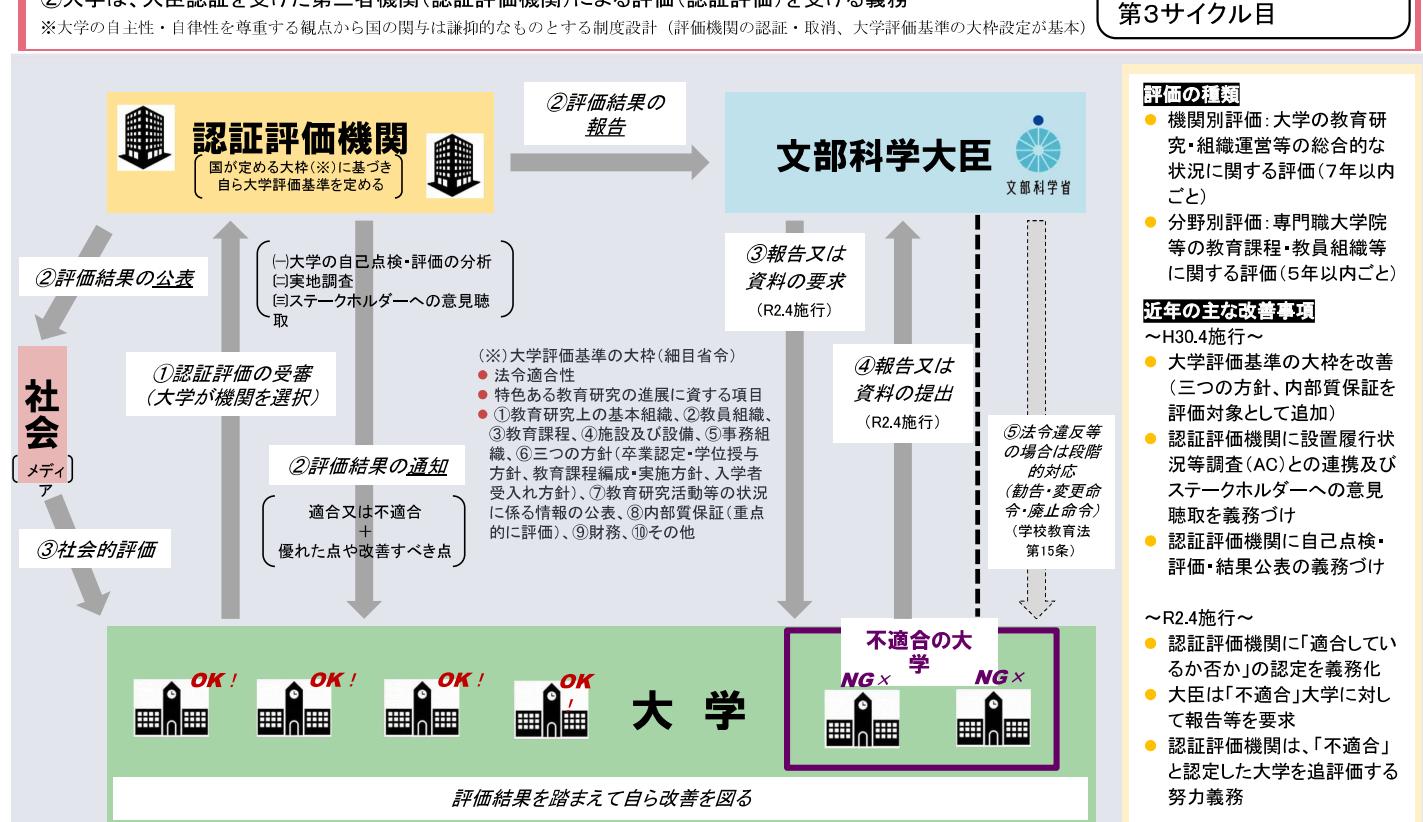
114

認証評価制度の概要

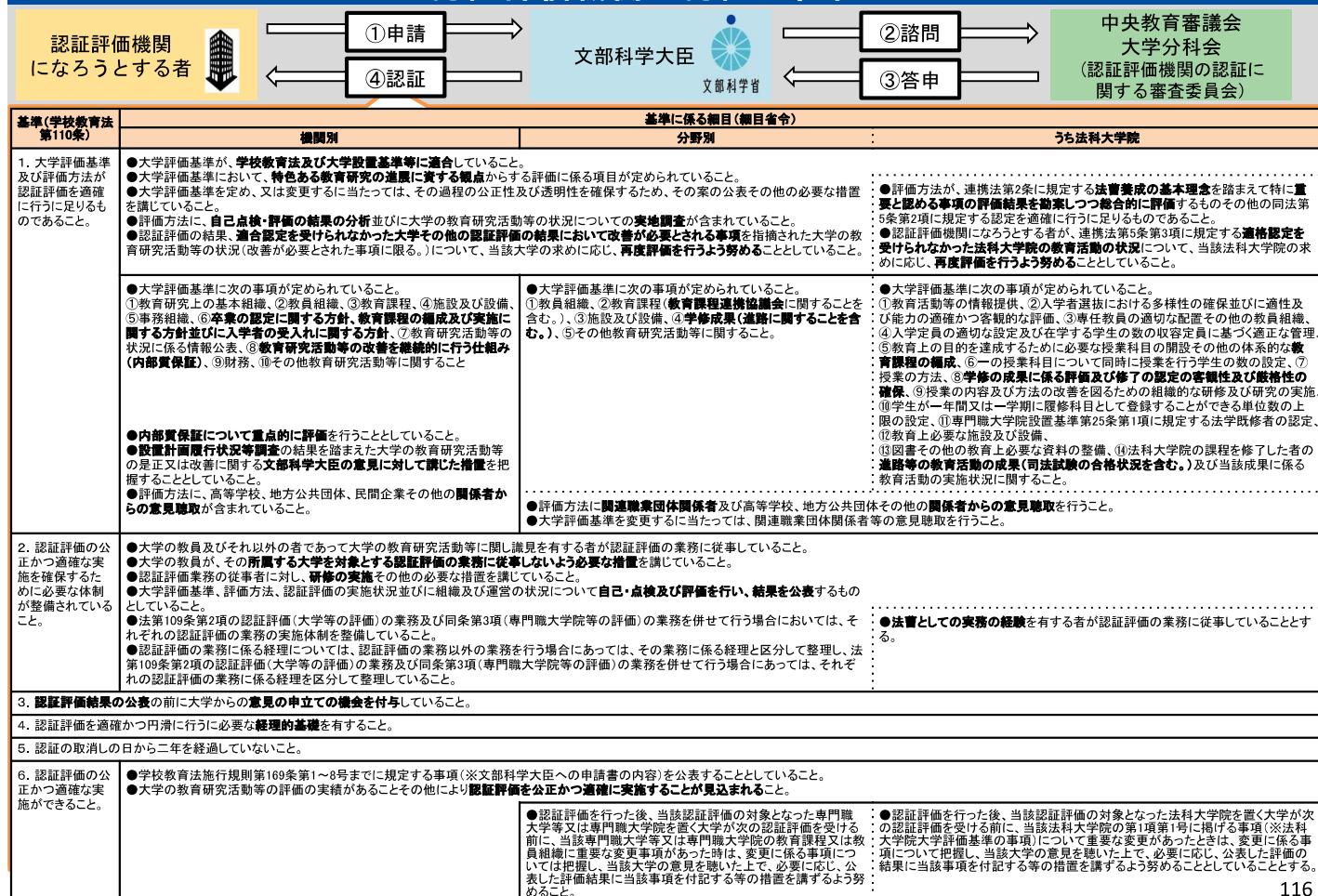
【学校教育法第109条】

- ①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
 - ②大学は、大臣認証を受けた第三者機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受ける義務
- ※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計(評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本)

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価は、
第3サイクル目



認証評価機関の認証の仕組み



116

※令和3年度時点

認証評価機関の認証に関する審査委員会

1. 所掌事務

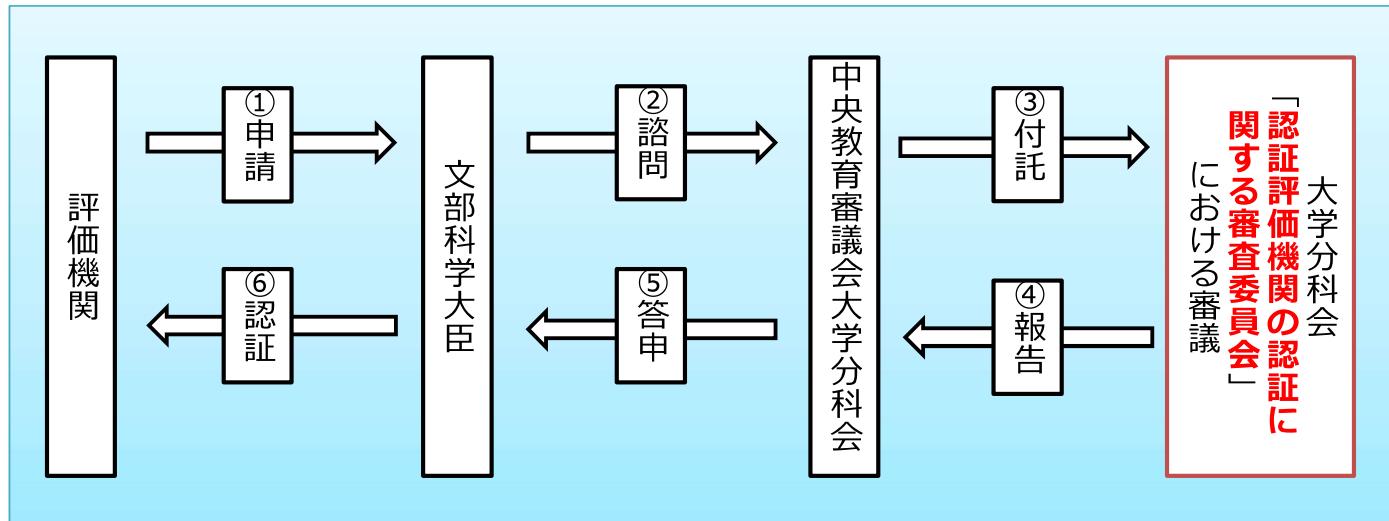
学校教育法第112条等の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

2. 審査委員会委員（計6名）

※任期：令和3年6月14日～令和5年3月8日

(臨時委員) 3名	川嶋 太津夫 小林 雅之 前田 早苗	大阪大学高等教育・入試研究開発センター 特任教授・センター長 桜美林大学総合研究機構教授 千葉大学国際教養学部教授
(専門委員) 3名	市川 太一 大河原 遼平 佐野 慶子	広島修道大学名誉教授 TMI総合法律事務所パートナー弁護士 佐野公認会計士事務所

3. 認証評価機関の認証に係る審議について



平成15年の質保証に関する制度改正（平成13年～16年）

規制改革の動き

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

中央教育審議会の答申（大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（平成14年8月））

「国が事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し

- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃
(医師、歯科医師等の養成分野は除く)
- ・審査基準の見直し
(審査基準をあらかじめ法令上明確化)

○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入
(閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入)

①設置認可の見直し

（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

②認証評価制度の導入

（平成16年度より適用）
(学校教育法の改正)

③法令違反状態の大学に対する段階的は是正措置の導入

（平成15年度より適用）
(学校教育法の改正)

118

認証評価制度の改善①（平成28年～30年）

議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ） (平成28年3月18日)

※高等専門学校においても、準用。

省令改正（平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行）

● 大学評価基準関連

（1）大学評価基準に共通項目を追加

- ①三つの方針（※）に関するここと。※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ②教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組（内部質保証）に関するここと。←重点的に認証評価を行うものとする。

（2）設置計画履行状況等調査（AC）との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

● 評価の質の向上関連

（1）認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（2）認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとする。

（3）認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとする。

施行通知

（留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待）

- ・評価の効率化（内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む）
- ・大学教育の質的転換の促進（学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む）
- ・認証評価と社会との関係強化等（高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む）
- ・各大学等の負担軽減（国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む）

など

その他

- ・大学教育再生戦略推進費において、申請要件として活用（平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とする）